別表六(七)の記載要領等1号中「租税特別措置法第42条の13第５項（法人税の額から控除される特別控除額の特例）に規定する法人が同項に規定する対象年度（以下この記載要領において「対象年度」という。）において同項に規定する特定税額控除規定の適用を受ける場合（当該法人が同法第42条の４第８項第３号（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）の通算法人である場合には、同法第42条の13第７項第３号に規定する他の通算法人（同条第５項に規定する法人に該当するものに限る。）が同法第42条の４第８項第２号（同条第18項において準用する場合を含む。）に規定する他の事業年度において同法第42条の13第１項第１号又は第３号に掲げる規定の適用を受ける場合を含む。）」を「次に掲げる場合」に改め、同号に次のように加える。

(1)　租税特別措置法第42条の13第５項（法人税の額から控除される特別控除額の特例）に規定する法人が対象年度（同項に規定する対象年度をいう。(2)において同じ。）に該当する事業年度において特定税額控除規定（同項に規定する特定税額控除規定をいう。(2)及び第５号(2)において同じ。）の適用を受ける場合（当該法人が同法第42条の４第８項第３号（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）の通算法人である場合には、同法第42条の13第７項第３号に規定する他の通算法人（同条第５項に規定する法人に該当するものに限る。）が同法第42条の４第８項第２号（同条第18項において準用する場合を含む。）に規定する他の事業年度（(2)において「他の事業年度」という。）において通算特定税額控除規定（同法第42条の13第１項第１号又は第３号に掲げる規定をいう。(2)において同じ。）の適用を受ける場合を含む。）

(2)　所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）第13条の規定による改正前の租税特別措置法（(2)において「令和６年旧措置法」という。）第42条の13第５項（法人税の額から控除される特別控除額の特例）に規定する法人が対象年度に該当する事業年度において特定税額控除規定の適用を受ける場合（当該法人が租税特別措置法第42条の４第８項第３号の通算法人である場合には、同法第42条の13第７項第３号に規定する他の通算法人（令和６年旧措置法第42条の13第５項に規定する法人に該当するものに限る。）が他の事業年度において通算特定税額控除規定の適用を受ける場合を含む。）

(3)　青色申告書を提出する法人が租税特別措置法第42条の12の７第７項又は第10項（事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合

別表六(七)の記載要領等2号を次のように改める。

2	「(1)≧10億円かつ(2)≧1,000人の場合又は(2)＞2,000人の場合において、(15)＞０のとき又は設立事業年度若しくは合併等事業年度に該当するとき((5)≧0.01)又は((3)＝(4)＝０)	(6)　の欄は、当該事業年度が令和６年４月１日前に開始した事業年度である場合には、「又は(2)＞2,000人の場合」を消すこと。

別表六(七)の記載要領等11号中「対象年度」を「事業年度」に改め、「租税特別措置法」の次に「第42条の12の７第18項又は」を加え、同号中「「対象年度の基準所得等金額((別表四「52の①」－「37の①」－「38の①」－「40の①」)＋(別表四付表「９の①」)＋(別表七の二「５」－「11」(マイナスの場合は０)」を「「当期の基準所得等金額((別表四「52の①」－「37の①」－「38の①」－「40の①」－「42の①」－「44の①」))×当該対象年度の月数／当期の月数　(12)　を」に、「「当期の基準所得等金額((別表四「52の①」－「37の①」－「38の①」－「40の①」－「42の①」－「44の①」))×当該対象年度の月数／当期の月数　(12)　を」を「「当期の基準所得等金額((別表四「52の①」－「37の①」－「38の①」－「40の①」－「42の①」－「44の①」))×当該対象年度の月数／当期の月数　(14)　に改め、「租税特別措置法施行令」の次に「第27条の12の７第12項第１号（事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）又は」を加え、「当該対象年度」を「当該事業年度」に改め、同号中「「前事業年度の基準所得等金額の合計額((前事業年度の月数調整前の(12)の合計)　(12)　を(マイナスの場合は０)」を「「前事業年度の基準所得等金額の合計額((前事業年度の月数調整前の(12)の合計)　(13)　を(マイナスの場合は０)」に改め、同号中「「前事業年度の基準所得等金額の合計額((前事業年度の月数調整前の(14)の合計)　(15)　に改め、同号に次のように加える。

「特定税額控除規定の適用を受ける場合において、」を加え、「場合に」を「とき」に、「の(12)」を「の(14)」に改め、同号に次のように加える。

「「事業年度等　(15)」を「「事業年度等　(17)」に、「「(15)」から「(21)」まで」を「「(17)」から「(23)」まで」に改め、同号②中「「事業年度等　(15)」を「「事業年度等　(17)」に、「「(16)」から「(21)」まで」を「「(18)」から「(23)」まで」に改め、同号③中「「事業年度等　(15)」を「「事業年度等　(17)」に、「「(15)」から「(21)」まで」を「「(17)」から「(23)」まで」に、「「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額(19)又は((19)×(20))　(21)」を「「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額(21)又は((21)×(22))　(23)」に、「「差引(16)－(17)＋(18)　(19)」を「「差引(18)－(19)＋(20)　(21)」に改め、同号中「「継続雇用者に対する給与等の支給額　(16)」を「「継続雇用者に対する給与等の支給額　(18)」に、「第42条の12の５第３項第４号」を「第42条の12の５第５項第４号」に改める。